

市等が十分な連携を図られたい。

イ 老人福祉施設に対する指導監督について

(ア) 老人福祉施設に対する指導監査の実施について

老人福祉施設に対する指導監査については、「老人福祉施設指導監査指針」を参考に実施するとともに、以下の点に留意の上、指導監査の実施を図られたい。

① 適切な入所者処遇の確保について

老人福祉施設は、加齢によって身体的、精神的に機能が減退している老人を入所対象としているので、入所者処遇に当たっては、個人の尊厳を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮しつつ、入所者個々の心理の状況等の定期的調査結果、入所者処遇会議の検討結果及び医師等の専門的判断を踏まえた個別処遇計画を策定の上、これに基づいた、食事、入浴、排泄介護、健康管理、機能訓練の実施や、入所者や家族からの相談に対する適切な助言・援助が行われるとともに、その処遇記録が簡潔に整備され、さらに、入所者処遇の進行管理が的確に行われるなど適切な入所者処遇の確保について指導する必要がある。

特に、以下の事項については重点的な指導をお願いしたい。

a 入所者個人の尊厳の保持

老人福祉施設は生活の場であり、入所生活全般にわたって、入所者の人権、心情を尊重した施設運営を行う必要がある。このため、施設の管理の都合により、いたずらに入所者を強制し自由を拘束することとならないよう指導されたい。なお、緊急やむを得ず身体を拘束する等の場合は、その状況及び理由等を詳細に記録しておくよう指導されたい。

b 個別処遇計画の策定

個別処遇計画は、個々の入所者年齢、性別、生活歴及び心身の健康状態等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であることから、日常生活動作能力、

心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて、医師等の専門的アドバイスを得て策定するよう指導されたい。また、必要に応じた見直しが行われているかについても指導されたい。

c 食事、入浴、排泄介護の充実

食事、入浴及び排泄介護の充実については、入所者処遇の基本的事項であるので、食事については、食品の種類及び調理方法について入所者の身体的特性に適合した栄養素が確保され、常に入所者の身体的状況及び嗜好の把握に努めるとともに、食事時間については家庭生活に近い時間としているか、また、入浴については、少なくとも週2回（祝日等の代替えを含む）以上行っているか、さらに、排泄については、入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われるとともに排泄の自立について努力がなされ、また、プライバシーの保護に配慮しているか等についての指導をお願いしたい。

d 機能回復訓練等の推進

入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に参加させるとともに、クラブ活動及びレクリエーション等の実施、寝食分離、トイレ誘導及び車椅子・歩行器の活用等により寝たきり防止対策の推進が図られるよう指導をお願いしたい。

e 健康管理対策等

入所者は、高齢で様々な慢性疾患等を有する者が多く、健康管理対策には十分配慮する必要がある。

このため、定期健康診断の実施、医師による健康管理が適切に行われ、看護職員等への指示が適切に行われているか、また、入所者の疾病・事故に対応するための協力医療機関の確保や急病等の場合の緊急連絡体制の整備が適切かなどについての指導をお願いしたい。

f 相談体制の確保及び家族との連携

入所者や家族からの相談に応じる体制が確保され、相談に対しては適切に助言・援助が行われているか、また、家族に対し、入所者の生活状況等についての情報提供及び面会の働きかけを行うなど家族との連携の確保についての指導をお願いしたい。

また、家族等からの苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているかについても指導をお願いしたい。

g 社会生活上の便宜の供与

入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、便宜の供与を行う場合、入所者本人等の同意を得て行うことが必要であるが、特に金銭にかかる場合は書面等での同意及びその経過の記録が適切に行われているかについて指導をお願いしたい。

② 施設の運営管理体制の確立について

質の高い職員が必要数確保されるよう、管理規程、運営規程、経理規程及び就業規則等必要な規程が適正に整備運用されているか、特に、人事・労務管理は適正であるか、施設設備の整備及び維持管理は適切に行われているかなどについて指導をお願いしたい。

なお、措置施設については、運営費の適正執行（高額繰越金を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の場合は、設備、職員処遇、入所者処遇の改善に向けた使途の可能性など）についての指導をお願いしたい。

さらに、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）、結核菌、O157等の施設内感染防止について、万全を期すよう指導の徹底をお願いしたい。

③ 防災対策の充実強化について

消防法令に基づく設備の整備及び点検、非常時の連絡・避難体制及び地域住民の協力体制の確保、消火訓練及び避難訓練の実施（2回（昼間1回、夜間又は夜間想定1回）以上）等防災対策に万全を期すよう指導の徹底をお願いしたい。

④ 事故発生時の対応について

事故が発生した場合の対応として、速やかな入所者の家族や市町村等への連絡体制が確立しているか、事故発生の原因究明を行い、適切な事後対応が図られているか等についての指導をお願いしたい。

⑤ 秘密の保持について

入所者及び家族の秘密を保持する観点から、職員及び職員でなくなった者に対して、その秘密の保持について対策が講じられているかについての指導をお願いしたい。

(イ) 適切な指導監査の実施について

指導監査に当たっては、画一的・平面的指導監査を避け、施設ごとの問題点に着目し、指導監査結果及びその改善状況等の分析を行い、効果的な指導監査を行うこととし、特に、多くの問題点が認められる施設や不祥事の発生した施設に対しては、年1回の指導監査にとどまらず、複数回の指導監査を実施し、必要に応じ、担当課長自らが実地に赴くなど、重点的かつ継続的な指導監査をお願いしたい。

また、施設運営に当たり特に悪質な問題点が認められた場合には、法律に基づく立入検査等の特別監査を行い、不正な事実が認められた場合には、行政処分として改善命令を発出し、その目的が達成できないときは、さらに事業停止・廃止、認可取消を行うなど、個々の事例に応じ厳正な対応をお願いしたい。

なお、施設運営費の不正流用等の不祥事は、法人・施設の役職員等の社会福祉に対する認識の欠如、理事会運営の形骸化、会計処理事務等の内部牽制体制が確立されていないことなどが要因の一つとなっているので、指導監査を始め、都道府県が

行う役員研修会や施設長研究会等を通じ、法人役員・施設幹部職員について社会福祉法人が経営する老人福祉施設の公共性に対する認識の徹底に向けた取組みをお願いしたい。

さらに、新設の施設については、法人認可時における厳正な審査に引き続き、事業開始前又は施設開設直後においても、適切な施設運営体制の早期確立の観点から継続的な指導をお願いしたい。

ウ 措置事務に対する指導について

市町村における措置の事務の実施状況に関し、適正な入所措置、費用徴収事務の確保等が図られるよう、次の事項に留意の上指導をお願いしたい。

(ア) 実施体制の確保について

適正な入所措置事務を行うために必要な人員体制の確保についての指導をお願いしたい。

(イ) 適正な入所措置の確保について

入所判定基準が法令等に定める措置要件に適合し、これに基づき適正な入所要否判定が行われるよう指導をお願いしたい。

また、入所後は年に1回は訪問調査を実施して状況把握を行い、入所継続要否判定を実施するよう指導をお願いしたい。

(ウ) 適正な費用徴収事務の確保について

措置対象者の対象収入及び主たる扶養義務者の対象課税額等に応じた費用徴収額の決定が適正に行われるよう指導をお願いしたい。

なお、入所措置にかかる費用徴収事務については、依然として徴収額の決定誤りが見受けられるので、費用徴収額の決定に当たっては十分審査を行い、適正を期するよう併せて指導をお願いしたい。

(エ) 適正な遺留金品の処理について

入所措置の実施者としての責任を全うするためにも、遺留金品の引き渡し時には、立ち合うよう指導をお願いしたい。

エ 指導監査実施状況等の提出について

平成12年度において、各都道府県等が実施した指導監査の実施状況を把握したいので、その実施状況を別途発出する通知（参考資料（11））により作成し、提出願いたい。

(6) 国における指導体制及び平成13年度の実地指導について

ア 国における指導体制

国における介護保険関係の指導については、本省及び本年1月6日発足した全国7ヶ所の地方厚生局で行うこととしている。

本省と地方厚生局の業務分担については、先般開催した部局長会議でお示ししたとおりであるが、具体的な実施体制は別紙3のとおりである。

イ 平成13年度の実地指導について

(ア) 本省における指導について

特別介護保険指導官（2名）及び特別介護サービス指導官（3名）の体制で、次の区分に応じて本庁に対し指導を実施することとしている。

- ① 介護保険事務（保険者指導を含む）・・・ 全都道府県
- ② 保険者事務・・・・・・・・・・・・・・・・政令指定都市
(保険者として対象、3年に1回)
- ③ 介護保険指定事務（開設許可を含む）・・・ 全都道府県
- ④ 介護保険指導監査事務・・・・・・・・・・全都道府県、保健所政令市、特別区

- ⑤ 老人福祉指導監査事務・・・・・・・・・・全都道府県、政令指定都市、中核市
- ⑥ 地方厚生局の圏域を越える国所管の社会福祉法人（2年に1回）

(イ) 地方厚生局における指導について

介護保険指導官（4名）及び介護サービス指導官（11名）を各地方厚生局に配置しており、この体制で市町村（保険者）及び介護保険施設等の事業者に対する指導を、次の区分に応じて、各都道府県又は保健所政令市及び特別区と合同で実施することとしている。

① 市町村（保険者）に対する指導について

：全都道府県の1/2を対象とし、次の市町村（保険者）に対して実施。

- ・中核市、保健所政令市及び特別区は、4年に1回
- ・23区は、1回4～5ヶ所
- ・その他、保険料収納率が悪化している市町村等

② 介護保険施設等に対する指導について

：全都道府県、保健所政令市、特別区を対象とし、次の施設・事業者に対して実施。

- ・原則として、1都道府県当たり2ヶ所（介護保険施設1ヶ所と居宅介護支援事業者及び介護居宅サービス事業者のうちから1ヶ所を選定）
- ・保健所政令市及び特別区については、1市・区当たり1ヶ所の介護老人保健施設
- ・各地方厚生局管内の国所管の社会福祉法人（2年に1回）

ウ 平成13年度 介護保険指導実施計画(案)

		5月		6月		7月		9月		10月		11月		12月		
本 省	保険者、施設・	北海道 神奈川県	福島県 三重県 兵庫県	富山県 福井県 鳥取県	岩手県 栃木県 千葉県	茨城県 埼玉県 東京都	青森県 秋田県 山梨県	宮城県 群馬県 石川県	山形県 京都府 和歌山県	愛知県 大阪府 愛媛県	新潟県 徳島県 福岡県	奈良県 高知県 佐賀県	岡山県 大分県	熊本県 鹿児島県		
	事業者指導	岐阜県 滋賀県	兵庫県 鳥取県 宮崎県	鳥取県 広島県 宮崎県	長野県 長野県	静岡県 静岡県	山口県 山口県	山口県	山口県	長崎県	長崎県	沖縄県				
地 方 厚 生 局	北海道									北海道						
	東北		岩手県		秋田県	福島県										
	関東・信越	新潟県	埼玉県				東京都			長野県			栃木県			
	東海・北陸															
	近畿															
	中国・四国	鳥取県	岡山県	香川県	高知県			滋賀県	大阪府							
	九州															
	北海道		北海道(〇〇支庁)		札幌市			北海道(〇〇支庁)								
	東北	山形県	秋田県		青森県					岩手県	宮城県	秋田市		福島県		
	関東・信越	茨城県	栃木県 神奈川県	千葉県	群馬県			新潟県		山梨県 川崎市	埼玉県	長野県		東京都 相模原市		
	東海・北陸	富山県	石川県		岐阜県											
	近畿	福井県	滋賀県		京都府 和歌山県			愛知県				静岡県	金沢市	三重県	京都市	
中国・四国	鳥取県	徳島県							鳥取県 広島県 香川県							
九州		佐賀県 大分市													鹿児島県	

別紙 1 「主眼事項及び着眼点」の改正について（案）

主眼事項及び着眼点（指定居宅介護支援事業）

主眼事項	着眼点（改正案）	根拠法令	着眼点（現行）	根拠法令
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>10 指定居宅介護支援の具体的な取扱方針</p>	<p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13)介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。</p>	<p>法第81条第2項</p> <p>平12厚令141第2条</p>	<p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13)介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は市町村による指定に係る居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。</p>	<p>法第81条第2項</p> <p>法第80条第2項 平11厚令38 第13条第13号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点 (改 正 案)	根 拠 法 令	着 眼 点 (現 行)	根 拠 法 令
	<p>(15) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、厚生大臣が定めた基本指針による参酌すべき標準（法第116条第1項に規定する基本指針に定められた同条第2項第2号）を基礎として算定された要介護被保険者等一人当たりの居宅サービスの量との均衡を勘案して、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようになっているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第15号</p>	<p>(14) 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、厚生大臣が定めた基本指針による参酌すべき標準（法第116条第1項に規定する基本指針に定められた同条第2項第2号）を基礎として算定された要介護被保険者等一人当たりの居宅サービスの量との均衡を勘案して、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようになっているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第14号</p>
	<p>(16) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第16号</p>	<p>(15) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第15号</p>
	<p>(17) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第17号</p>	<p>(16) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>平11厚令38 第13条第16号</p>

最近における主な不祥事及び事故の概要

施設種別	不祥事等の概要	主な対応
1 指定介護老人福祉施設 (青森県)	<ul style="list-style-type: none"> 職員2名が共謀し、入所者預り金を着服 	<ul style="list-style-type: none"> 関係職員を懲戒解雇 法人が関係者へ着服額を返済 原因究明及び再発防止について指導
2 指定短期入所生活介護事業所 (岩手県)	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護事業所が要介護者等を含む観光ツアーの宿泊先として受入 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に対し目的外使用について改善指導
3 指定訪問介護事業所 (栃木県)	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護サービス費の請求に当たり、訪問介護の実績がないにも関わらず架空の請求、また、無資格の訪問看護員による訪問介護を実施 監査時に事実に基づかない記録の提出及び虚偽の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業所を指定取消するとともに不正請求額の返還を指示
4 介護老人保健施設等 (栃木県)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長が社会福祉法人の資金を自らが経営する診療所等に流用するとともに、理事長個人が着服 	<ul style="list-style-type: none"> 特別監査を実施し、内部牽制体制の整備、外部流出の即時停止を指示、特別監査を継続 理事会で理事長を解任
5 指定介護老人福祉施設 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> 施設長が、個人投資による損失の穴埋めとして施設会計から資金を横領 	<ul style="list-style-type: none"> 施設長を懲戒免職
6 指定通所介護事業所 (新潟県)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が入浴中、リフトから滑り落ち頭部を打ち、病院搬送後死亡 	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策について指導

施設種別	不祥事等の概要	主な対応
7 指定介護老人福祉施設 (神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長が要介護認定調査票の記載にあたり調査員に助言するなど不適切な行為 ・ 管理栄養士が食事の管理をしていないにも関わらず介護報酬を不正請求 ・ 機能訓練指導員が配置されていないにも関わらず機能訓練体制加算を不正請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者自ら要介護度調査を再度実施 ・ 介護報酬の不正請求は返還を指導 ・ 理事長等が引責辞任
8 指定介護老人福祉施設 (三重県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接市の特養のベッドを優先利用する代償として、補助金を支払う覚書を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 覚書は不適切として、是正指導
9 指定介護老人福祉施設 (三重県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職員の飲食代を施設会計で負担 ・ 架空の飲食費、旅費、事務費等を施設会計で支払ったこととして、その資金を施設整備に係る自己資金に充当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正額を返還するよう命令
10 指定介護老人福祉施設 (三重県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架空の職員を雇用したこととして、その給与分を施設整備に係る社会福祉・医療事業団からの借入金の償還に充当 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正額を返還するよう命令
11 指定介護老人福祉施設 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建設費を建設会社と共謀して水増し請求し、補助金を不正受給 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長を、補助金等適正化法違反、詐欺罪で告発
12 指定訪問介護事業所 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に転送電話があるだけで、事業所としての実態なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用の事務室を設けるよう改善指導
13 指定介護老人福祉施設 (兵庫県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者からサービスの利用保証金及び病院入院時のベッド確保料を徴収することとし、利用者との契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 曖昧な名目による利用料徴収となっている契約条項については、削除させるとともに、事業者が徴収した不当な利用料については、利用者に返還するよう指導

施設種別	不祥事等の概要	主な対応
14 介護老人保健施設 (山口県)	・ 入所者が特殊浴槽で入浴中、職員がその場を離れ隣の脱衣室で他の入所者の着脱介助を行っている際に、額まで水没状態となり死亡	・ 県内に施設に事項防止について通知 ・ 職員に業務手順の徹底 ・ 施設長、事務長及び職員を懲戒処分
15 指定訪問介護事業所 (福岡県)	・ 無資格の訪問介護員による訪問介護を実施	・ 改善指導を行い、併せて無資格者分の請求について返還を指示
16 指定介護老人福祉施設 (福岡県)	・ 元生活指導員が入所者預り金や短期入所の不適切な運用により簿外で管理していた利用者負担金相当分を着服	・ 特別監査を実施し、改善命令書を交付。 ・ 法人は警察へ被害届を提出。併せて職員を懲戒解雇
17 指定介護老人福祉施設 (福岡県)	・ 職員の給与に上乘せを行い、その上乘せ分を回収し、これを理事長名義の寄付金として施設整備に係る社会福祉・医療事業団からの借入金の償還に充当及び自己消費	・ 特別監査を実施した結果、業務上横領罪に該当するとして告発
18 指定介護老人福祉施設 (福岡県)	・ 施設整備費補助金の申請に当たり、自己資金について偽って報告し、補助金を不正受給	・ 補助金の交付決定を取消し、補助金の返還
19 指定訪問介護事業所 (熊本県)	・ 居宅介護サービス費の請求に当たり、訪問介護の実績がないにも関わらず架空の請求、また、無資格の訪問介護員による訪問介護を実施	・ 当該事業所を指定取消するとともに、不正請求分の返還を指示
20 指定介護療養型医療施設 (宮崎県)	・ 指定申請に当たり、必要な医師数が充足していないにも関わらず、虚偽の指定申請	・ 当該事業所を指定取消するとともに、不正請求額の返還を指示

別紙3 介護保険・介護サービス指導関係担当者等 一覧

H13.1.6

本 省	職 名	担 当 者 名
老健局介護保険指導室 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 TEL:03-5253-1111(代) 03-3595-2076(直) FAX:03-3592-1281	室 長	中 島 謙 次
	室 長 補 佐	北 島 雄 雄
	室 長 補 佐	中 井 孝 之
	特別介護保険指導官	江 原 徳 至
	特別介護保険指導官	加 地 尚 春
	特別介護サービス指導官	小 林 和 夫
	特別介護サービス指導官	飯 塚 敏 幸
	特別介護サービス指導官	金 井 正 人
地 方 厚 生 局 名		
北 海 道 厚 生 局 〒006-0005 札幌市北区北5条西5-2 信金中央金庫ビル6階 TEL:011-223-8232(代) FAX:011-223-8235 管轄区域:北海道	上席介護保険指導官	(田 中 吉 之)
	介護保険指導官	(三 浦 友 也)
	介護サービス指導官	渡 邊 克 彦
	介護サービス指導官	(竹 垣 守)
東 北 厚 生 局 〒980-0013 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア16階 TEL:022-716-7345(直) FAX:022-716-7371 管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	上席介護保険指導官	(田 中 吉 之)
	介護保険指導官	(三 浦 友 也)
	介護サービス指導官	竹 垣 守
	介護サービス指導官	(渡 邊 克 彦)
関 東 信 越 厚 生 局 〒105-0003 港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル2階 TEL:03-5157-0518(直) FAX:03-5157-0523 管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 新潟県、山梨県、長野県	上席介護保険指導官	田 中 吉 之
	介護保険指導官	三 浦 友 也
	上席介護サービス指導官	(武 部 和 彦)
	介護サービス指導官	三 井 猛
	介護サービス指導官	岡 森 晴 喜
	介護サービス指導官	岡 本 敦 子
東 海 北 陸 厚 生 局 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル12階 TEL:052-959-2063(直) FAX:052-959-2065 管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	上席介護保険指導官	(田 中 吉 之)
	介護保険指導官	(三 浦 友 也)
	上席介護サービス指導官	武 部 和 彦
	介護サービス指導官	(三 井 猛)
	介護サービス指導官	(岡 森 晴 喜)
	介護サービス指導官	(岡 本 敦 子)
近 畿 厚 生 局 〒541-0054 大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオン大阪21階 TEL:06-6120-3306(直) FAX:06-6120-3308 管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	介護保険指導官	肴 場 博 貴
	介護保険指導官	山 本 亨
	上席介護サービス指導官	星 野 幸 夫
	介護サービス指導官	池 田 浩
	介護サービス指導官	佐 々 木 勝
	介護サービス指導官	(松 田 利 秋)
	介護サービス指導官	(宮 藤 雷 太)
	介護サービス指導官	(肴 場 博 貴)
中 国 四 国 厚 生 局 〒730-0013 広島市中区八丁堀4-24 広島あおば生命ビル9階 TEL:082-511-2106(直) FAX:082-511-2107 管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県 愛媛県、高知県	介護保険指導官	(山 本 亨)
	介護保険指導官	(肴 場 博 貴)
	上席介護サービス指導官	(星 野 幸 夫)
	介護サービス指導官	宮 藤 雷 太
	介護サービス指導官	(松 田 利 秋)
	介護サービス指導官	(池 田 浩)
	介護サービス指導官	(佐 々 木 勝)
	介護サービス指導官	(肴 場 博 貴)
九 州 厚 生 局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-6-23 住友博多駅前第2ビル3階 TEL:092-432-6784(直) FAX:092-432-6785 管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 沖縄県	介護保険指導官	(山 本 亨)
	介護保険指導官	(肴 場 博 貴)
	上席介護サービス指導官	(星 野 幸 夫)
	介護サービス指導官	松 田 利 秋
	介護サービス指導官	(宮 藤 雷 太)
	介護サービス指導官	(池 田 浩)
介護サービス指導官	(佐 々 木 勝)	